

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表
 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定粉じん排出等作業の実施の届出） 第十条の四（略）</p> <p>2 法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>四（略）</p> <p>（作業基準） 第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所 に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並</p>	<p>（特定粉じん排出等作業の実施の届出） 第十条の四（略）</p> <p>2 法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 注文者の氏名又は名称</p> <p>四 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>五（略）</p> <p>（作業基準） 第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所 に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。</p> <p>イ（略）</p>

びに法人にあつては、その代表者の氏名

八・二 (略)

ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

二 前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(特定工事に該当しないことが明らかな建設工事)

第十六条の五 法第十八条の十七第一項の環境省令で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

一 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの

二 建築物等のうち平成十八年九月一日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等(平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。)を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

ロ・八 (略)

二 現場責任者の氏名及び連絡場所

二 前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(新設)

（解体等工事に係る説明の時期）

第十六条の六 法第十八条の十七第一項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。

（新設）

（解体等工事に係る説明の事項）

第十六条の七 法第十八条の十七第一項前段の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

（新設）

一 調査を終了した年月日

二 調査の方法

三 調査の結果

（特定工事に係る説明の事項）

第十六条の八 法第十八条の十七第一項後段の環境省令で定める事項は、第十条の四第二項各号に掲げる事項とする。

（新設）

(解体等工事に係る掲示の方法)

第十六条の九 法第十八条の十七第四項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等工事に係る掲示の事項)

第十六条の十 法第十八条の十七第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十八条の十七第一項又は第三項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 調査を終了した年月日

三 調査の方法

四 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

別表第七(第十六条の四関係)

一	令第三条の四第一号に掲げる作業(次項又は三の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等
---	------------------------------------	--

(新設)

(新設)

別表第七(第十六条の四関係)

一	令第三条の四第一号に掲げる作業(次項又は三の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等
---	------------------------------------	--

以上の効果を有する措置を講ずること。

イ (略)

ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z八一二二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。

ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修、その他の必要な措置を講ずること。

ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に

以上の効果を有する措置を講ずること。

イ (略)

ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z八一二二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。

、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ホ (略)

ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ハ (略)

	二 (略)	三 (略)	四 令第三条の四第二号 に掲げる作業
ト 八、二及びへの確認をし た年月日、確認の方法、確 認の結果並びに確認した者 の氏名並びに確認の結果に 基づいて補修等の措置を講 じた場合は、当該措置の内 容を記録し、その記録の特 定工事が終了するまでの間 保存すること。	チ (略)	(略)	イ (略) 特定建築材料を掻き落と し、切断、又は破砕により 除去する場合は一の項下欄 イからチまでに掲げる事項 を遵守することとし、これ ら以外の方法で除去する場

	二 (略)	三 (略)	四 令第三条の四第二号 に掲げる作業
ニ (略)	(略)	(略)	イ (略) 特定建築材料を掻き落と し、切断、又は破砕により 除去する場合は一の項下欄 イからニまでに掲げる事項 を遵守することとし、これ ら以外の方法で除去する場

	<p>合は二の項下欄イから八までに掲げる事項を遵守する こと。</p> <p><input type="checkbox"/> (留)</p>
<p>様式第3の4 (別紙)</p> <p>様式第8 (第19条関係) (別紙)</p>	<p>合は二の項下欄イから八までに掲げる事項を遵守する こと。</p> <p><input type="checkbox"/> (留)</p>